

建築基準法施行令第二百二十九号の七第五号イ(2)の国土交通大臣が定める措置を定める件(案)

建築基準法施行令(以下「令」という。)(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の七第五号イ(2)の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

令第二百二十九条の七第五号イ(2)の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 かごと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットで、地震時に昇降路内の主索その他の索が触れるおそれのあるものにあつては、エレベーターの機能に支障が生じないよう、当該レールブラケットの端部間に鉄線、綱線又は鋼索を設けること。
- 二 釣合おもりと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットにあつては、エレベーターの機能に支障が生じないよう、レールブラケットの端部間に鉄線、綱線又は鋼索を設けること。
- 三 昇降路内に設ける横架材で、地震時に昇降路内の主索その他の索が触れるおそれのあるものにあつては、令第二百二十九条の七第五号イ(1)の基準に適合するものを除き、当該横架材の端部を昇降路の立柱に緊結すること。
- 四 第一号及び第二号にあつては、鉄線、綱線又は鋼索に代えて、金網、鉄板その他これらに類するものを設けることができることとする。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。